

# 認定こども園についての対応状況

平成26年9月17日

# 認定こども園についての対応状況

「公定価格の収入見込みと現行収入との比較試算方法のチェックポイント」をまとめ、都道府県に提供(8月11日)

認定こども園向け全国説明会の開催  
(第1回8月28日、第2回9月18日(予定))

都道府県私学担当者向け説明会の開催(9月4日)

都道府県等新制度担当者向け説明会の開催(9月11日)

なお、平成27年度の公定価格については、平成27年度予算の編成過程において、その他の課題も含め、様々なご意見、ご指摘等を踏まえて必要な調整を図った上で確定させる方針

(参考)

# 認定こども園・私立幼稚園の 公定価格・利用者負担について

(認定こども園向け全国説明会、都道府県向け説明会資料から抜粋)

# 質改善による仮単価の比較(例示)

実際の改善状況は個々の施設等で異なるものであり、一定の前提条件の下での例示であることに留意。

## < 認定こども園 > 仮単価の単価表に基づいた1施設当たりの公定価格の総額・比較表

180人(認定こども園の平均的な規模)とした上で、認定こども園を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

	児童数	1号	2、3号	構成割合
4歳以上児 (30:1)	106人	81人	25人	58.9%
3歳児 (20:1)	49人	36人	13人	27.2%
1、2歳児 (6:1)	20人	3人	17人	11.1%
乳児 (3:1)	5人		5人	2.8%
合計	180人	120人	60人	100.0%

地域区分：その他地域  
 保育標準時間と保育短時間の比率は7：3と仮定

1号認定においては、満3歳児の児童数及び満3歳児対応教諭を配置する場合の配置基準。

項目	金額 (質改善前)	金額 (質改善後)	備考
基本分単価 (1号：、2・3号：)	86,722千円	91,065千円	・事務負担への対応(非常勤職員週2日)、保育標準時間認定への対応等を基本額へ組み込み
処遇改善 (1号：、2・3号：)	7,794千円(10%)	10,656千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ・質改善により、3%の改善を実施
加算部分1 (1号：～、2・3号：～)	20,381千円	25,006千円	・副園長・教頭設置加算、学級編制調整加配加算、満3歳児対応教諭配置加算、チーム保育加配加算(2人分)、通園送迎加算、給食実施加算(週3日)、外部監査費加算 ・3歳児配置改善加算を追加
加算部分2 (1号：～、2・3号～)	1,080千円	1,707千円	・事務職員雇上費加算、学校関係者評価加算 ・療育支援加算、小学校接続加算、栄養管理加算を追加
合計	115,978千円	128,434千円	・増加額：12,456千円(10.7%)

## 認定こども園の公定価格に関するよくある誤解

定員区分は認可定員によって決まるという誤解

——→ 利用定員による。

利用定員は認可定員に一致させることが原則だが、実際の利用人員が認可定員を大きく下回っているような場合は、実際の利用人員を踏まえ利用定員を設定。

定員区分は、施設全体の定員によって決まるという誤解

——→ 1号部分と2・3号部分を分けて計算したものを合算。

単価は、1号の利用定員、2・3号の利用定員ごとに適用。

同じ定員区分の幼稚園に適用される1号の基本分単価と認定こども園に適用される1号の基本分単価を比較すると後者の方が低い額に設定されているため、認定こども園は不利に扱われているのではないかという誤解

——→ 次頁参照

# 同じ認定区分の幼稚園の1号の基本分単価と認定こども園の1号の基本分単価を比較すると後者の方が低い額に設定されている理由について

公定価格の設定において、認定こども園の1号単価と幼稚園の1号単価、認定こども園の2・3号単価と保育所の2・3号単価は、園長や事務経費などの共通部分は1施設分となるよう1号単価と2・3号単価で等分した上で、基本的に同じ水準として評価しているため。

$$\text{認定こども園の公定価格} = \text{1号単価} \times \text{1号人数} + \text{2・3号単価} \times \text{2・3号人数}$$

(参考) 以下は、あくまで基本分単価だけの比較  
人数構成や加算の状況等によっても異なる

<前提>

その他地域、4歳児、質改善後

幼稚園(100人) @30,080 @30,080 × 100 = 3,008,000円

認定こども園(1号90人 2号10人)

1号(90人) @23,730

2号(10人) @203,430(標準時間)

@160,920(短時間)

(2号が全て短時間の場合)

@23,730 × 90 + @160,920 × 10 = 3,774,900円

認定こども園(1号50人 2号50人)

1号(50人) @27,150

2号(50人) @62,060(標準時間)

@53,560(短時間)

(2号が全て短時間の場合)

@27,150 × 50 + @53,560 × 50 = 4,035,500円

(参考)

幼稚園

(1号の基本分単価の内訳)

**常勤職員給与**

園長

主幹教諭

教諭

\* 学級編制調整加配あり(基本分に含む)

事務職員

**非常勤職員雇上費**

講師

事務職員

学校医等

**管理費等**

旅費、庁費、職員研修費、減価償却費等  
特別管理費、苦情対策解決費

認定こども園

(1号の基本分単価の内訳)

**常勤職員給与**

園長( )

主幹教諭

教諭

\* 学級編制調整加算は基本分ではなく別途  
加算で対応

事務職員( )

**非常勤職員雇上費**

講師

事務職員

学校医等( )

**管理費等**

旅費、庁費、職員研修費、減価償却費等  
特別管理費( )、苦情対策解決費( )  
子育て支援活動費( )

( )印は、1号と2号で等分して計上

# (参考) 認定こども園の1号と、2・3号の基本分単価の比較

(基本分単価の内訳：認定こども園(教育標準時間認定(1号)))

区分	内容
人件費(注)	(1)常勤職員給与 本俸、教職調整額 諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等) 社会保険料事業主負担金等(私立学校教職員共済等)
	(2)非常勤職員雇上費 <u>学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当</u> <sup>( )</sup> 非常勤職員雇上費(講師、事務職員) 年休代替要員費
管理費	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務委託費
	<子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費、 <u>減価償却費</u> <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、 <u>特別管理費</u> <sup>( )</sup> 、 <u>苦情解決対策費</u> <sup>( )</sup> 、 <u>子育て支援活動費</u> <sup>( )</sup>
事業費	<生活諸費> 一般生活費(教材費、光熱水費)

(注)職員数の考え方

・園長<sup>( )</sup> 1人

・保育教諭  
(配置基準)

3歳児 20:1

\*質の改善事項における配置基準の改善(15:1)については、実施している場合の加算として実施

4歳以上児 30:1

・保育教諭のうち1人は主幹(主任)として費用を算定し、主幹(主任)を専任化させるための代替要員を1人加配

・また、非常勤講師を1人加配(利用定員35人以下及び1.2人以上)

・事務職員 1人<sup>( )</sup>

\*このほか、非常勤事務職員を1人加配(認定こども園全体(1号~3号)の利用定員9.1人以上)

\*質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤2日分を基本分として追加<sup>( )</sup>

(基本分単価の内訳：認定こども園(保育認定(2号・3号)))

区分	内容
人件費(注)	(1)常勤職員給与 本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等) 社会保険料事業主負担金等(健康保険、厚生年金、労働保険等)
	(2)非常勤職員雇上費 <u>学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当</u> <sup>( )</sup> 非常勤職員雇上費(保育士、事務職員、 <u>調理員</u> ) 年休代替要員費 <u>研修代替要員費</u>
管理費	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費
	<子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、 <u>特別管理費</u> <sup>( )</sup> 、 <u>苦情解決対策費</u> <sup>( )</sup> 、 <u>子育て支援活動費</u> <sup>( )</sup>
事業費	<生活諸費> 一般生活費( <u>給食材料費</u> <sup>*</sup> 、保育材料費等) <small>*3歳以上児：副食費、3歳未満児：主食費、副食費</small>

(注)職員数の考え方

・園長<sup>( )</sup> 1人

・保育教諭  
(配置基準)

乳児 3:1

1、2歳児 6:1

3歳児 20:1

\*質の改善事項における配置基準の改善(15:1)については、実施している場合の加算として実施

4歳以上児 30:1

・保育教諭のうち1人は主幹(主任)として費用を算定し、主幹(主任)を専任化させるための代替要員を1人加配

・上記の他、休けい保育士を1人加配(定員90人以下は常勤、定員91人以上は非常勤)

・調理員 2人(定員40人以下の場合は1人、定員15.1人以上の場合は3人(うち1人は非常勤))

・事務職員 1人<sup>( )</sup>

\*質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤2日分を基本分として追加<sup>( )</sup>

(1号認定子どもの利用定員を設定しない場合：1人(非常勤))\*

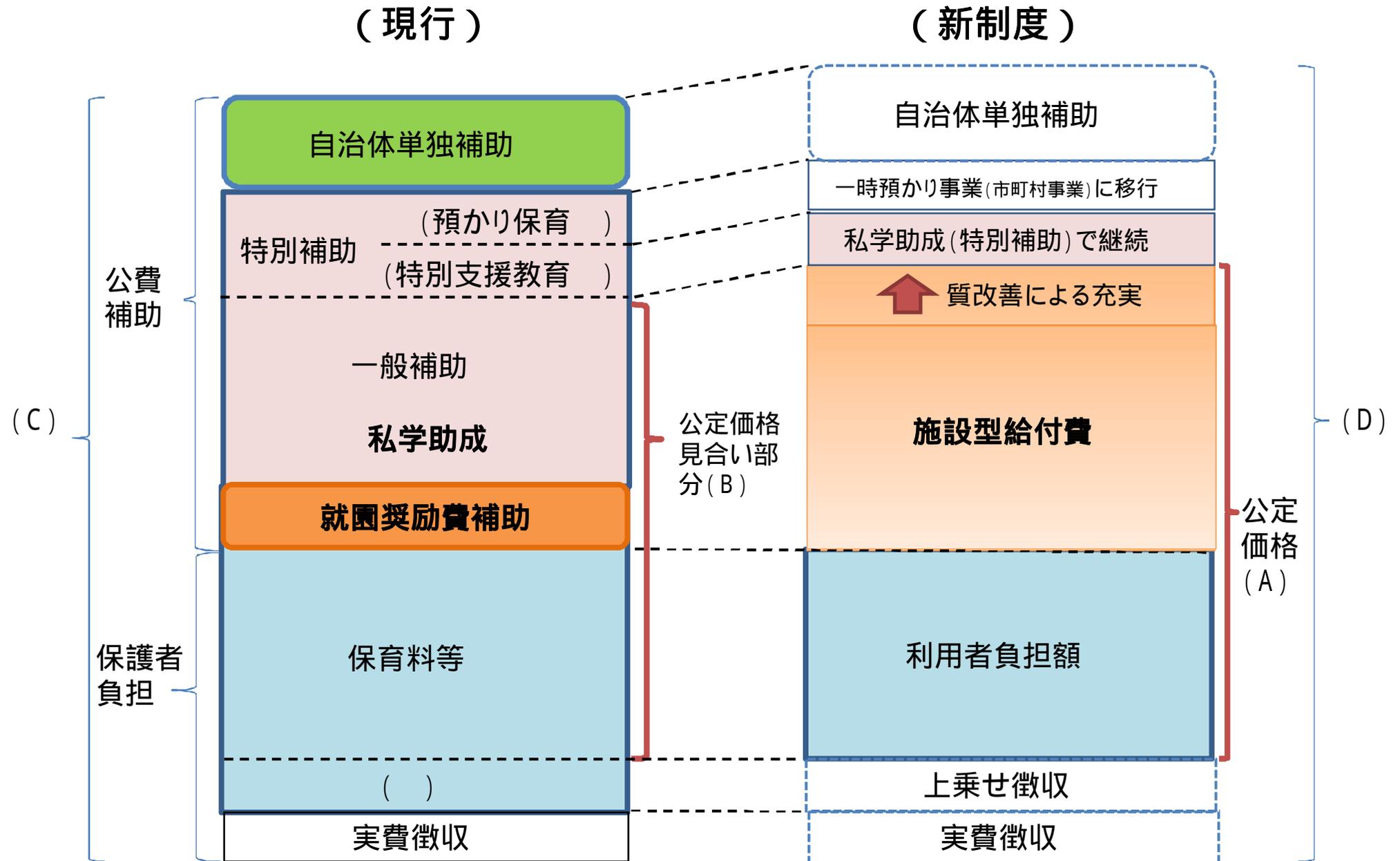
\*現行の保育所の事務職員(非常勤5日分(3日+2日(加算)))に加え、直接契約に伴う事務負担に対応するための非常勤2日分を追加

・また、保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士(3時間)1人を加配

赤字は、1号と2・3号で異なる費用

青字は、1施設当たりの費用として、1号と2・3号で費用を等分して計上

# 現行と新制度における収入比較【私立幼稚園（認定こども園含む）】（イメージ）

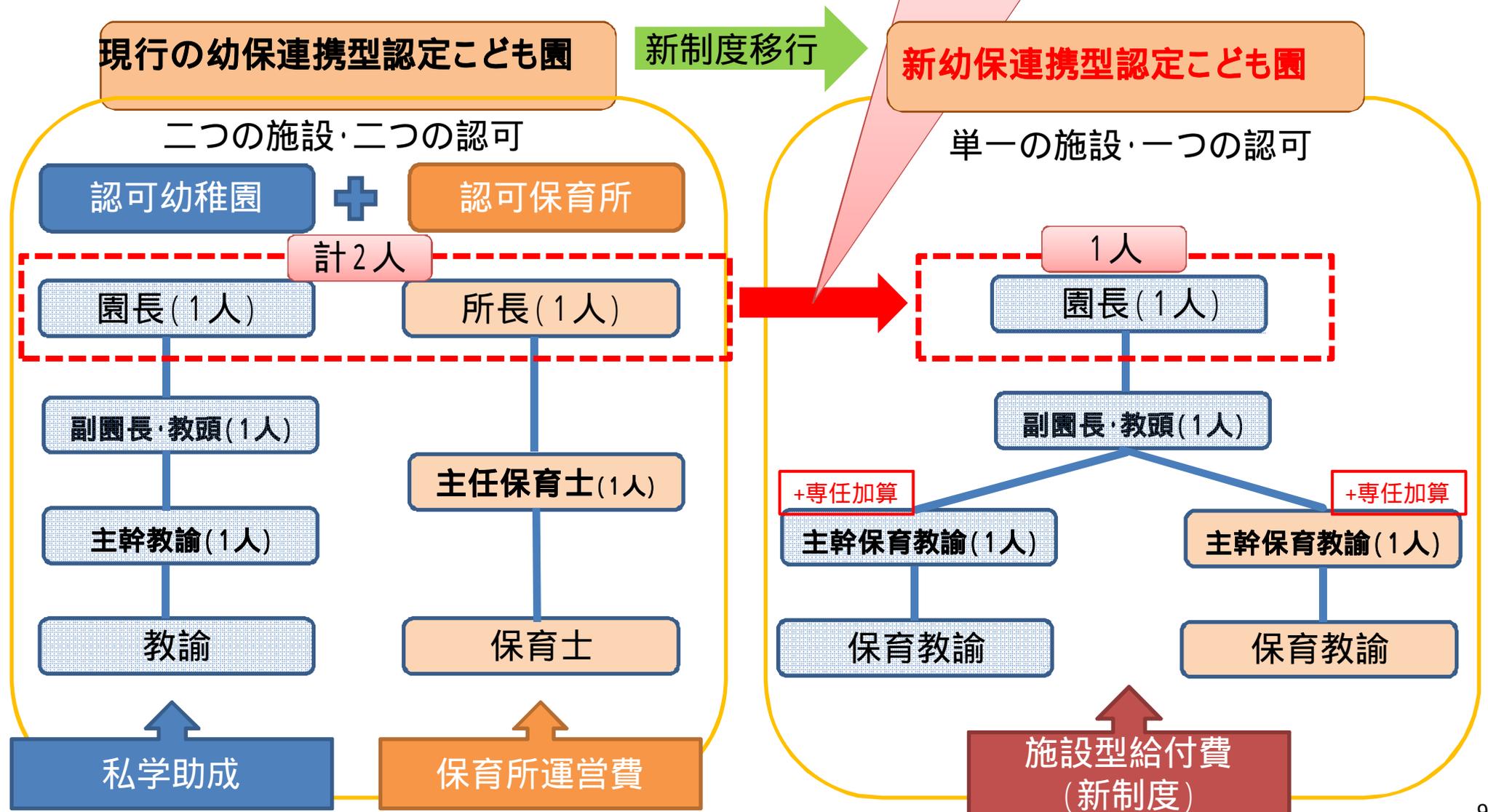


現行の保育料等が全国平均よりも高い水準の私立幼稚園のイメージ

# 幼保連携型認定こども園の運営の効率化の例(園長)

新制度のもとで減収となる主な要因の1つとして、認定こども園の運営が効率化されることに伴うコスト減が想定される。

合計2人の園長が1人となる

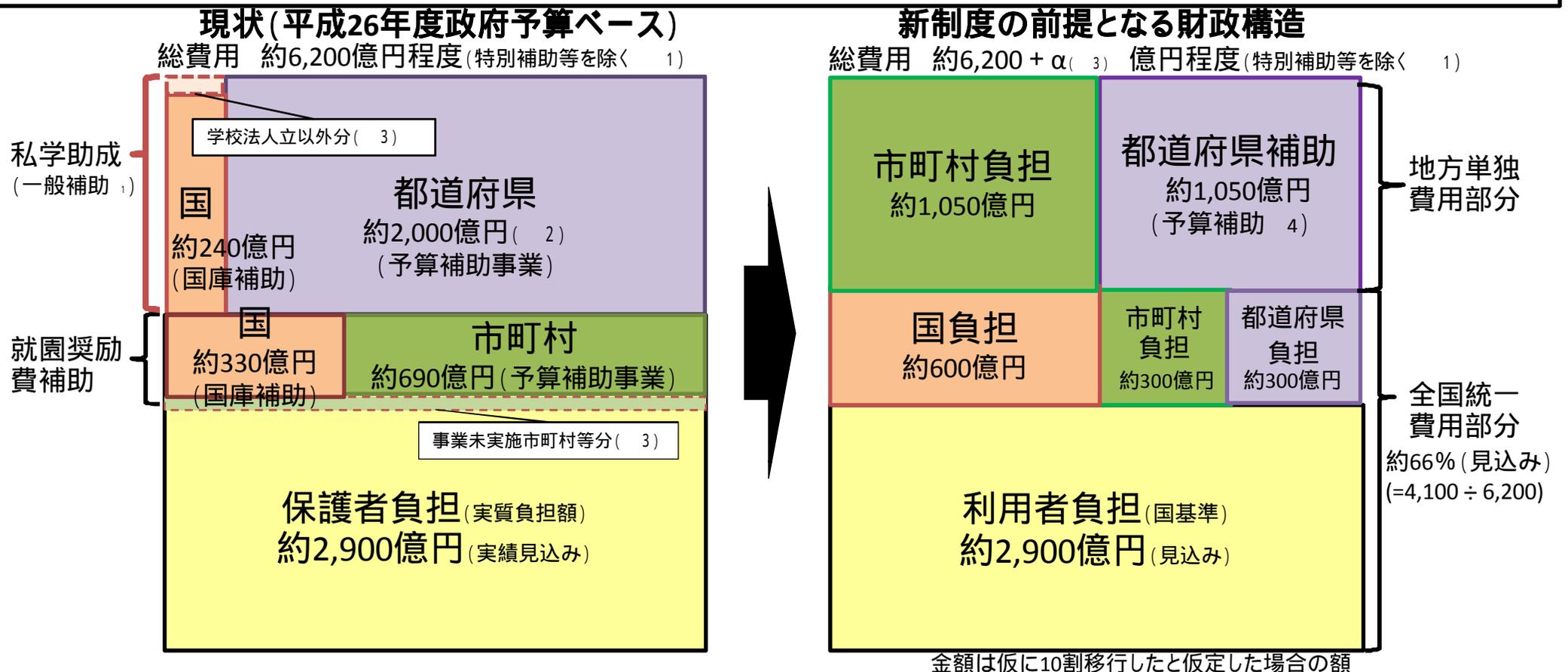


# 私立幼稚園の財政構造の変化(1) (質改善前ベースの基本的考え方)

新制度における質改善前の教育標準時間認定子どもに対する公費助成の財政構造は、現行の私立幼稚園に係る水準(総費用額、公費・私費の割合、国費・地方費の割合)と同じ水準を前提として公定価格、利用者負担、国費負担割合等を設定。

すなわち、全ての私立幼稚園が新制度に移行した場合を想定した財政構造とする予定であり、この場合、全国统一費用部分は概ね66%となる見込み。(なお、新制度では、学校法人格の有無を問わず全ての私立幼稚園が公費助成の対象となることや全ての市町村において国の補助基準に従った利用者負担設定を行うことに伴う公費負担増が必要となるが、これは、基本的に、量拡充で対応する予定。)

また、新制度に移行しない私立幼稚園については、現行どおりである。毎年度の予算において、新制度への移行見込み等を踏まえ、新制度の予算(内閣府)と私学助成等の予算(文部科学省)とを切り分けて積算することとなる。



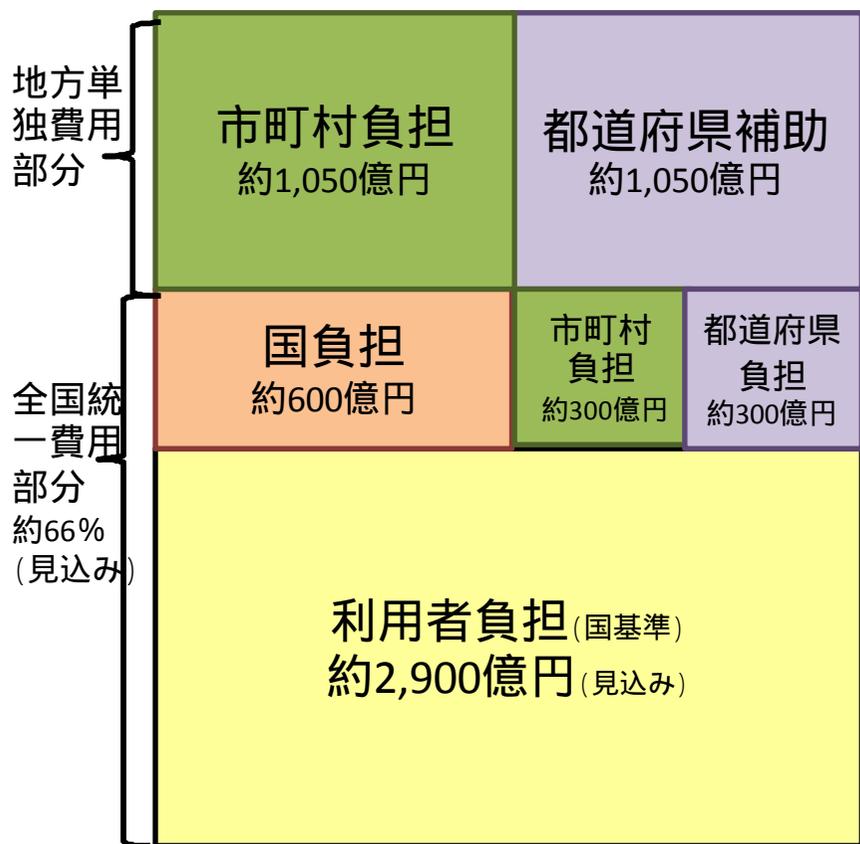
1 私学助成のうち、一般補助のうち一種免許状、財務状況改善や特別補助(子育て支援(預かり保育)、特別支援など)については、引き続き、私学助成の対象とする方向で検討中。  
 2 地域における子育て支援事業充実分を除き、私学団体への補助を含む。なお、私立学校経常費補助に係る地方財政措置は、学校法人格の有無を問わず全ての私立幼稚園の園児を対象に算定。  
 3 新制度移行に伴い必要となる公費増であり、基本的に、量拡充により確保予定。  
 4 新制度の図のうち、「国負担・都道府県負担・市町村負担」の部分は法律上の負担が規定されている。単独費用部分の都道府県補助は、各都道府県において補助事業の創設が必要。

# 私立幼稚園の財政構造の変化(2) (質改善、公定価格単価との関係)

質改善については、平成27年度以降実施されるが、全国統一費用部分の公費により反映することとなっている。従って、毎年度の質改善の反映状況 (= 単価の設定状況) に応じて、全国統一費用部分の割合が引き上がることになる。

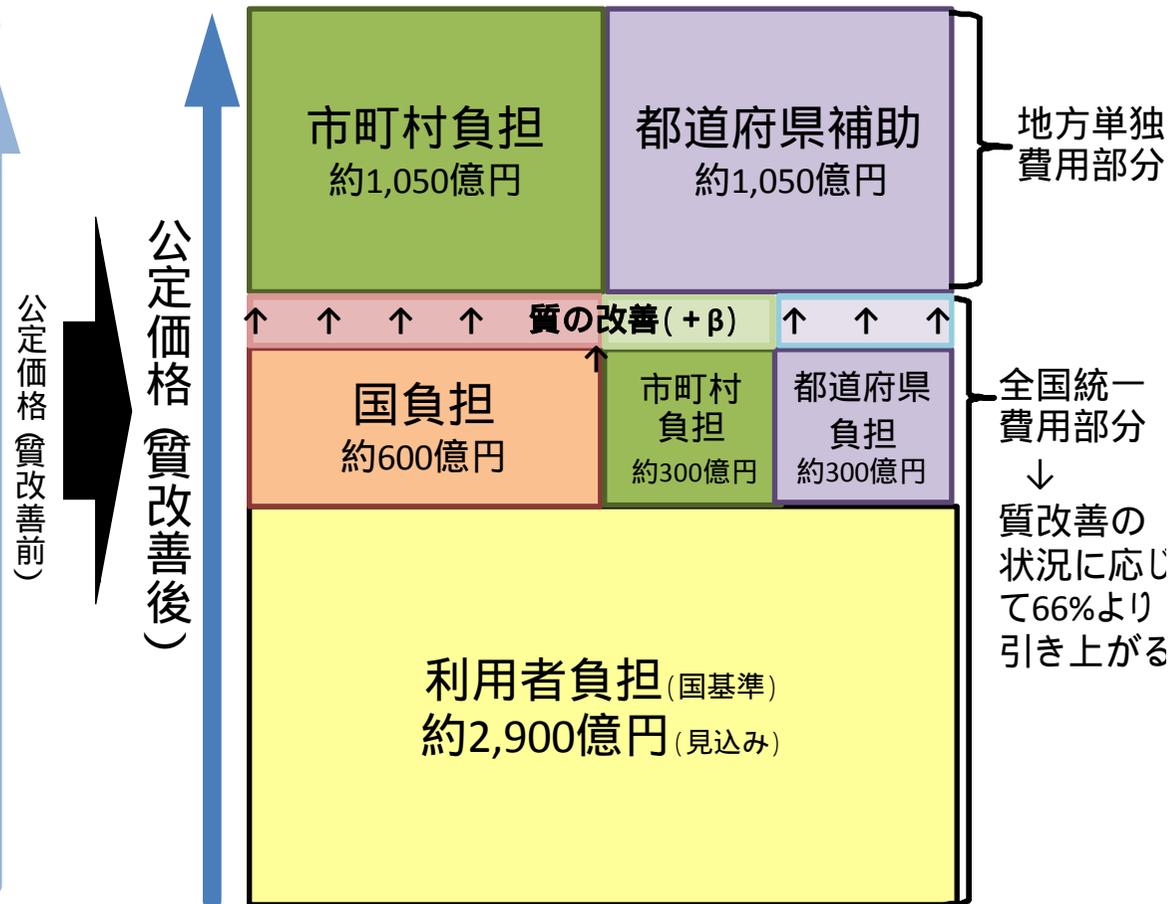
## 新制度の前提となる財政構造 (施設型給付・質改善前)

総費用 約6,200 +  $\alpha$ (<sup>3</sup>) 億円程度(特別補助等を除く <sup>1)</sup>)



## 新制度の施設型給付(質改善後)

総費用 約6,200 +  $\alpha$ (<sup>3</sup>) +  $\beta$  億円程度(特別補助等を除く <sup>1)</sup>)



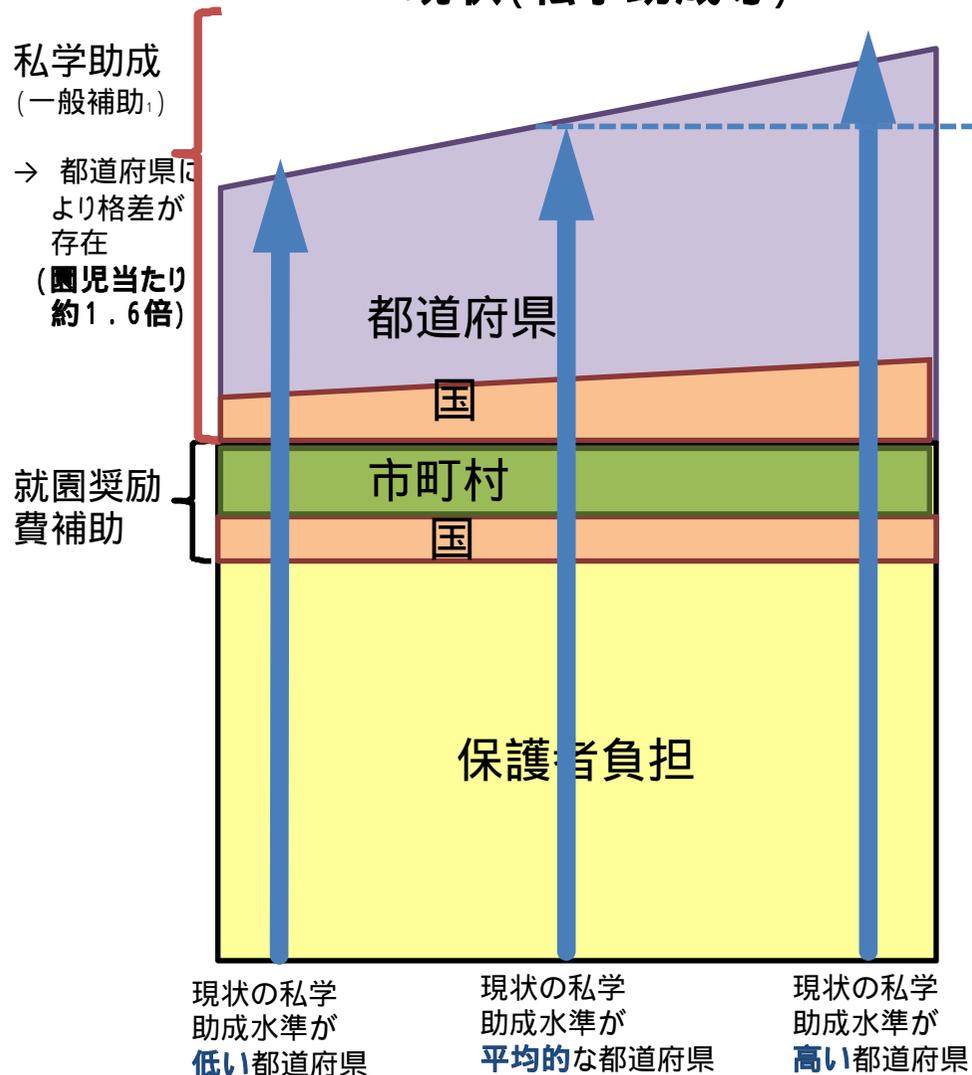
金額は仮に10割移行したと仮定した場合の額

- 1 私学助成のうちの一般補助のうち一種免許状、財務状況改善や特別補助(子育て支援(預かり保育)、特別支援など)については、引き続き、私学助成の対象とする方向で検討中。
- 2 地域における子育て支援事業充実分を除き、私学団体への補助を含む。なお、私立学校経常費補助に係る地方財政措置は、学校法人格の有無を問わず全ての私立幼稚園の園児を対象に算定。
- 3 新制度移行に伴い必要となる公費増であり、基本的に、量拡充により確保予定。

# 私立幼稚園の財政構造の変化(3) (都道府県による格差)

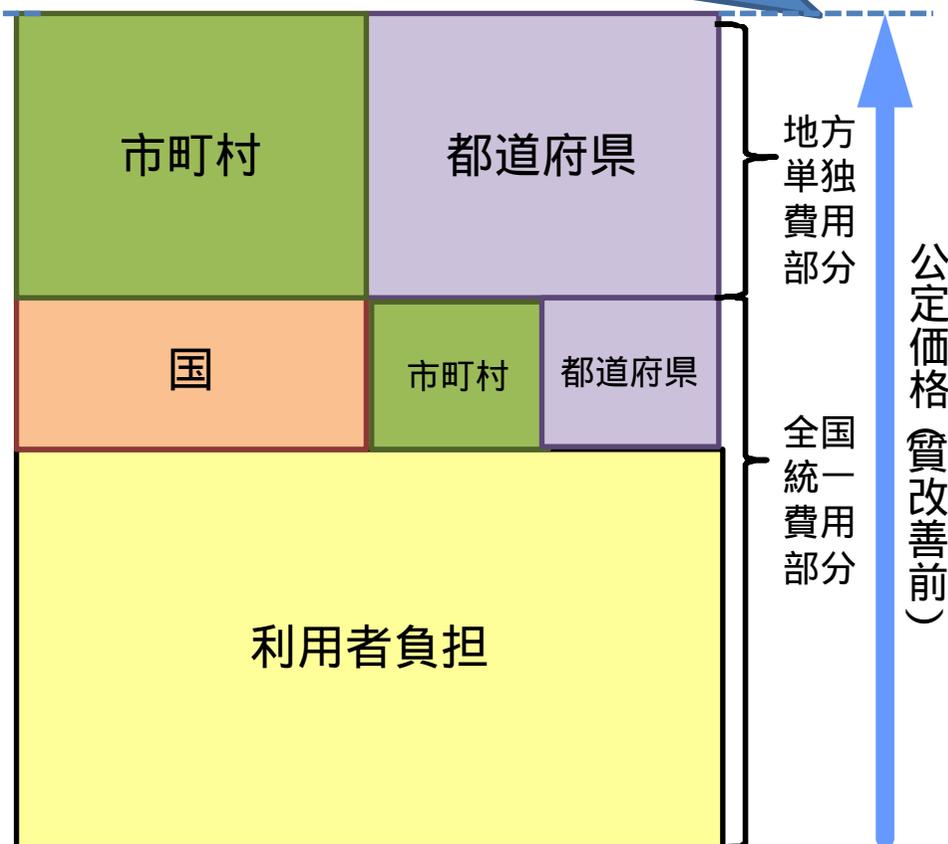
現状の私立幼稚園への財政支援の水準は、都道府県等により格差があるが、新制度における国が設定する財政支援(公定価格)の水準は、地方単独費用部分も含め、全国的水準を前提として、公定価格の基準設定及び地方財政措置を講ずる。具体的な地方財政措置のあり方については、関係省庁と調整中。

## 現状(私学助成等)



## 新制度の施設型給付

新制度の財政支援の水準(国の公定価格)は、現状の全国的水準をベースに質改善を加えて設定



上記の図は、現行の財政構造と、新制度の前提となる財政構造の違いを图示したものであり(10頁参照)、実際の施設型給付は質改善が反映されたものとなる(11頁参照)

# 私立幼稚園の財政構造の変化(4) (地方単独事業の位置づけのイメージ)

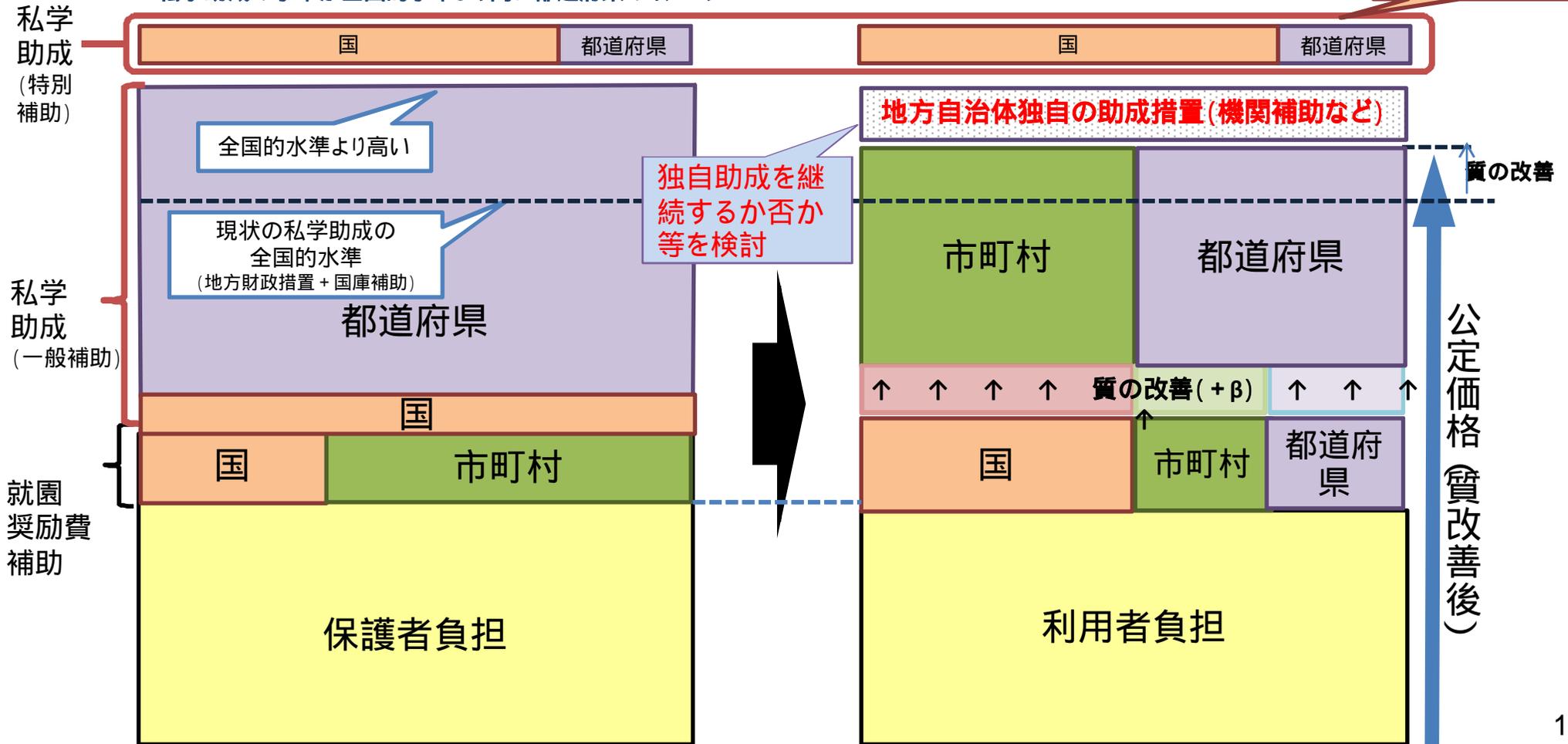
新制度移行後も、各都道府県等の私立学校教育の振興の考え方にに基づき、独自に助成を行うことは可能。  
 私立幼稚園が、新制度移行後の施設型給付や補助の総額を見込むことを可能とする観点から、特に、私学助成の水準が国庫補助や地方財政措置により制度的に保障している水準よりも高い都道府県においては、消費税財源を活用して社会保障・税一体改革のなかで少子化対策を充実することとされていることも踏まえ、新制度に移行する私立幼稚園についても、引き続き、私学振興を目的とした地方自治体独自の上乘せ分等の助成を実施するか否か等を検討し、できるだけ早く、助成措置の方針や内容を公表して頂きたい。

私学助成(特別補助)は基本的に新制度移行園についても継続予定

## 現状(私学助成等)

私学助成の水準が全国的水準より高い都道府県のイメージ

## 新制度の施設型給付



# 私立幼稚園・認定こども園に係る現行の納付金から新制度の利用者負担への移行

## 【教育標準時間認定の子ども】

新制度では、市町村の定める**基本負担額**(国基準(上限)の範囲内で世帯所得等に応じて定める)を毎月徴収する。

現在の納付金(名目のいかんを問わず、園則に定めて全園児から徴収する全ての納付金。新制度で実費に移行する予定のものは除く。)の水準が全国平均(園児1人当たり年308,400円、月25,700円)を上回っている場合など、公定価格で賄えない費用があるときは、教育・保育の質向上の対価として**特定負担額**を定めて徴収することが可能(いわゆる「上乘せ徴収」)。

逆に、下回っている場合には、**経過措置**の適用により、在園児については、基本負担額に代えて現在の低額の納付金水準を継続可能。新規入園児についても、経過措置の対象とする。5年経過時点で市町村の基本負担額に合わせるよう努めることが基本

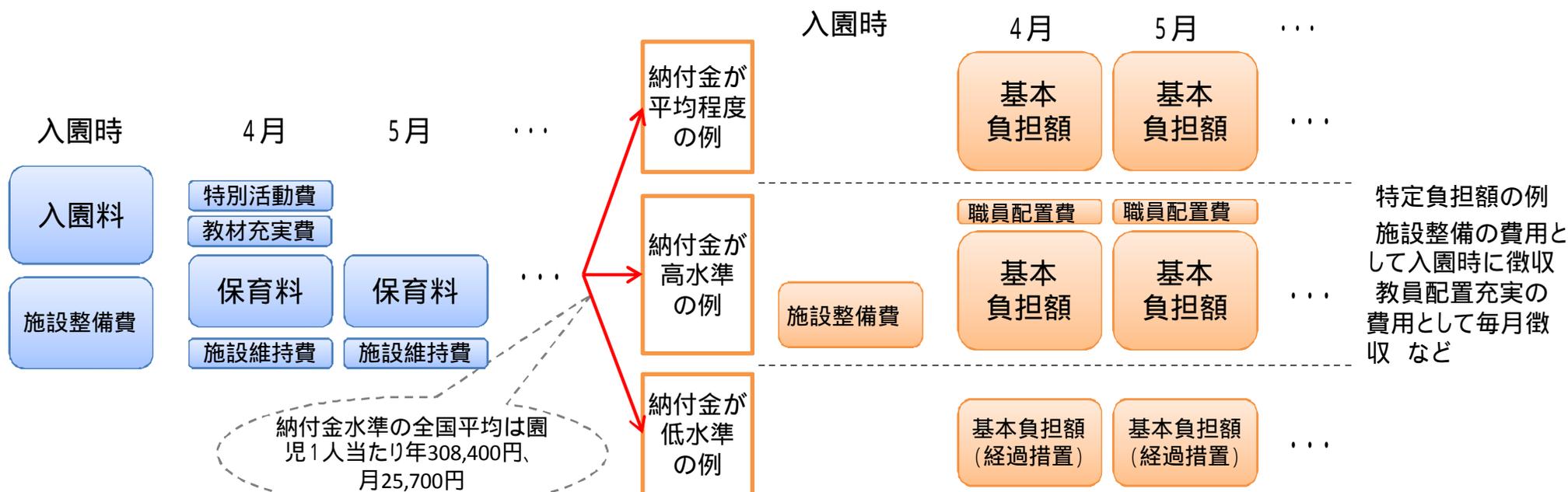
## 【新制度移行時点で保育時間認定となる子ども】

基本負担額(保育認定)を毎月徴収。公定価格(保育認定)で賄えない費用があるときは、特定負担額を徴収が可能。

現行の保育料等(預かり保育の利用料を含む)が基本負担額を下回っている場合には、在園児については、経過措置の適用が可能。5年経過時点で見直しを検討(新規入園児については、経過措置の対象外)

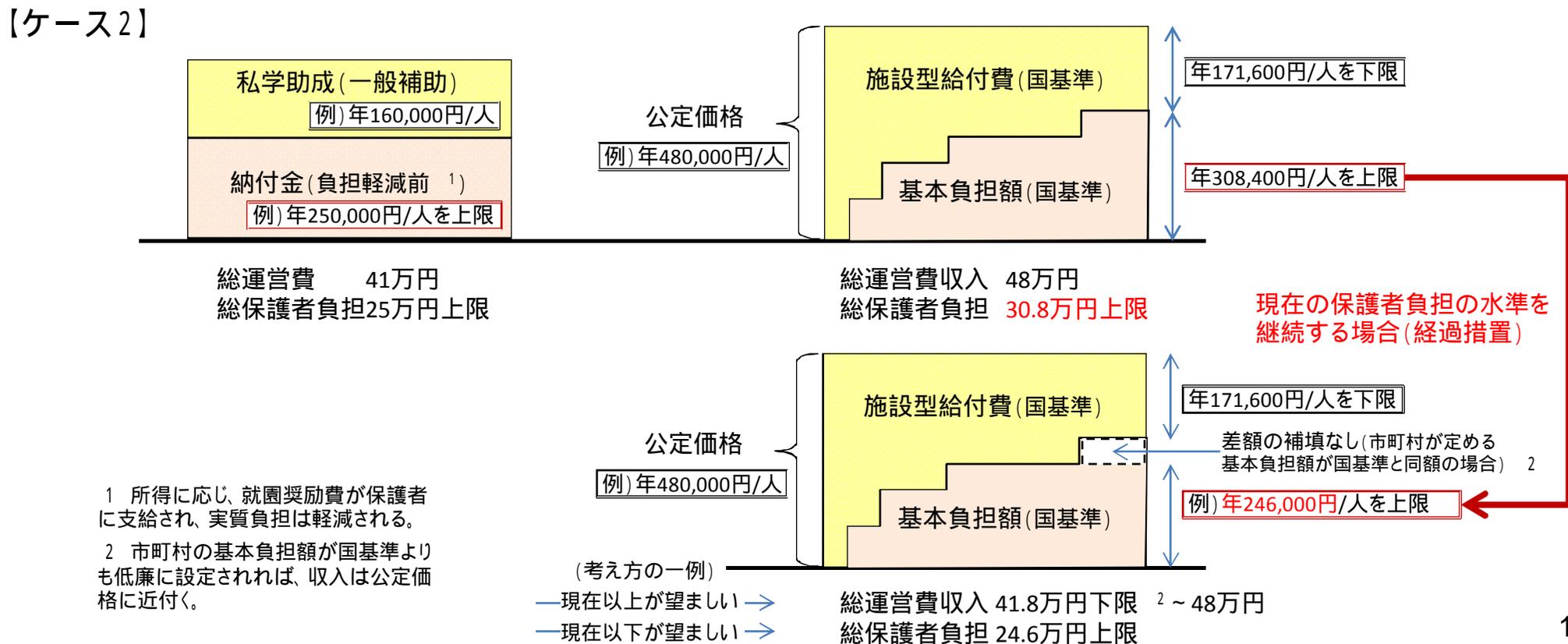
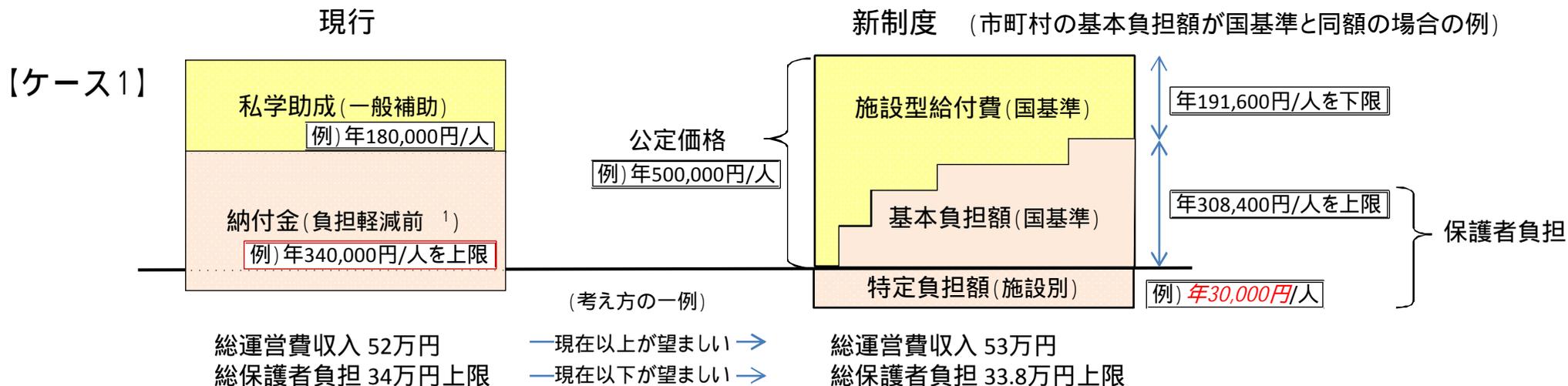
現在の納付金の徴収フロー

新制度での利用者負担の徴収フロー



(注) 在園児について新しい利用者負担と既納の入園料が重複するときは、一部不徴収や返還(相殺)の扱いとすることが適当。

# 私立幼稚園・認定こども園に係る利用者負担の設定の考え方



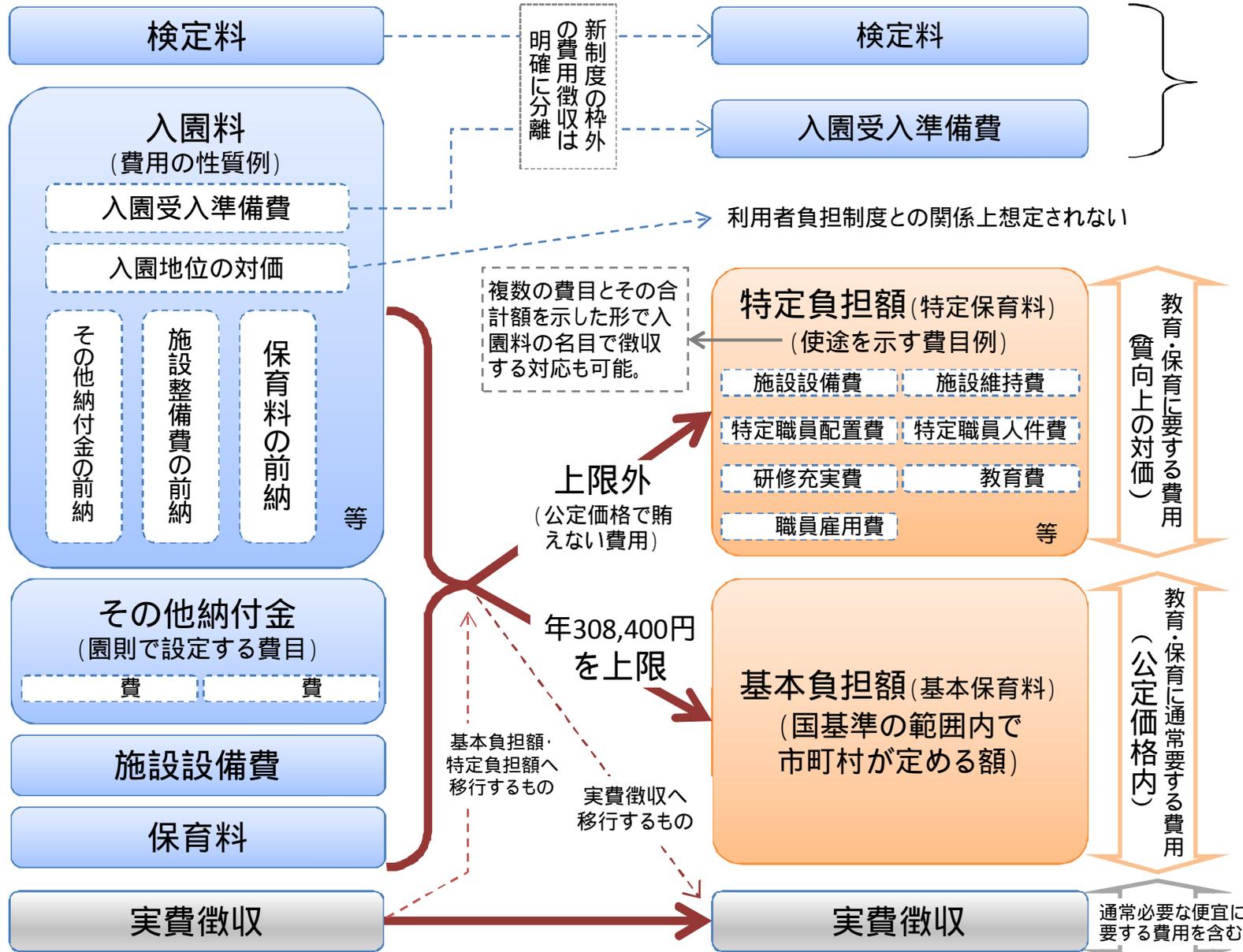
1 所得に応じ、就園奨励費が保護者に支給され、実質負担は軽減される。

2 市町村の基本負担額が国基準よりも低廉に設定されれば、収入は公定価格に近づく。

# 納付金等の徴收費目の変更イメージ

## 【現行】

## 【新制度】



新制度の費用徴収ルール (運営基準)の対象外。民事・消費者契約として引き続き適切に運用。  
 納付後の入園辞退時は返還不要。(辞退者からのみ手数料を徴収することも考えられる。)

**募集時に説明**  
 (額・用途・徴収時期)  
 + **契約時に書面同意**

上記のような適切な費目を設定して用途を説明。  
 教育・保育に要する費用であるので、前納後の入園辞退時は原則返還が必要。

利用者負担制度に基づき当然に必要なとなるが、募集時にも可能な範囲で額を説明することが望ましく、教育・保育の提供開始時に正式な市町村の基本負担額を説明。

**徴収前に説明 + 同意**

## 経過措置による対応（基本的なイメージ例）

(例) 現在、保育料が毎月19,000円(入園料等も含めた毎月平均額)となっている私立幼稚園が経過措置を選択して、新制度移行後も毎月19,000円の利用者負担設定をする場合のイメージ

